

議案第13号

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例

杉並区中小企業資金融資あつせん条例（昭和43年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

創業支援資金	設備資金及び運転資金	1,500万円	貸付けの日から1年以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内	を
--------	------------	---------	-------------	---	---

創業支援資金	設備資金及び運転資金	2,000万円	貸付けの日から1年以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内	に
--------	------------	---------	-------------	---	---

改め、同条第2項中「1,250万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

融資をあつせんする資金の限度額を改める必要がある。

杉並区中小企業資金融資あつせん条例の一部を改正する条例新旧対照表  
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(事業資金の限度額等)	(事業資金の限度額等)
第6条 略	第6条 略
<p>2 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金の用途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小規模企業小口資金の限度額は <u>2, 0 0 0万円</u> (別に定める資金の融資を受けている場合は、<u>2, 0 0 0万円</u>から当該資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とし、経営安定運転特例小口資金の限度額は7 0 0万円 (経営安定運転特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、7 0 0万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とし、災害復旧特例小口資金の限度額は3 0 0万円 (災害復旧特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、3 0 0万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とする。</p>	<p>2 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金の用途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小規模企業小口資金の限度額は <u>1, 2 5 0万円</u> (別に定める資金の融資を受けている場合は、<u>1, 2 5 0万円</u>から当該資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とし、経営安定運転特例小口資金の限度額は7 0 0万円 (経営安定運転特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、7 0 0万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とし、災害復旧特例小口資金の限度額は3 0 0万円 (災害復旧特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、3 0 0万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とする。</p>
3 略	3 略